

路上喫煙禁止区域の指定について

1 概要

小牧市では、市民・事業者・市の役割を明らかにし、それぞれの役割の下、地域環境の保全や美化を図り、市民の快適で清潔な生活環境の確保を目指すことを目的として、平成20年4月1日より「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」を施行しました。

この条例では、空き缶・吸殻のポイ捨て、ペットのふんの放置、落書き等を禁止するとともに、路上での喫煙の制限も定められています。

路上での喫煙は、たばこの副流煙での受動喫煙による健康被害、たばこの火による火傷やたばこの火の不始末による火災、吸殻のポイ捨てによるごみの散乱等、大人のみならず子どもにも悪影響を及ぼします。

禁止区域を指定することにより、喫煙者のモラルやマナーの意識向上を図り、「快適で清潔なまち小牧」を目指すことを目的としています。

2 その他

① 指定区域の名称

⇒ 小牧駅前路上喫煙禁止区域

② 指定の区域

⇒ 路上喫煙禁止区域参照

③ 指定の区域内において喫煙をすることができる場所

⇒ なし

④ 指定の時間帯

⇒ 終日

⑤ 指定の年月日

⇒ 平成20年12月1日（月）から

⑥ 禁止行為

⇒ 区域内での喫煙、火の点いているたばこを所持すること。

⑦ 禁止行為をした場合の措置

⇒ ㊦禁止行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう、指導・勧告を行います。

① 正当な理由がなく、指導・勧告の内容に従わない場合は、命令を行い、その命令に違反した場合は、2万円以下の罰金に処されます。